

令和５年度第１回大津町国民健康保険事業の運営に関する協議会 議事録（概要）

令和５年度第１回大津町国民健康保険事業の運営に関する協議会は、令和５年８月２４日（木）午後２時００分、大津町役場１階多目的室において開催された。

１．当日の出席者は次のとおりである。

被保険者代表	西岡 逸郎、西岡 智子、太田 昭子、小西 壽美恵
公益代表	三宮 美香、甲斐 徹也
保険医代表	岩上 英一、柴田 昌一朗
歯科医師代表	近藤 健之
薬剤師会代表	花岡 亮介
欠席者	川谷 弘和、安永 隆敏

２．当日の議案説明のために出席した者は次のとおりである。

健康福祉部長	坂本 光成
健康保険課 課長	緒方 るみ
健康保険課 国保・医療係長	山部 美保
健康保険課 健康推進係長	石原 春香
健康保険課 健康推進係（主査・保健師）	古庄 美穂
住民生活部長	木村 欣也
税務課長	宮崎 俊也
税務課 住民税係長	徳留 久士

３．当日の議案は次のとおりである。

（別紙の記載）

４．閉会 午後３時１０分

【議事録】

１．開 会（事務局）

ただ今から令和５年度第１回大津町国民健康保険事業の運営に関する協議会を開会いたします。

２．委嘱状交付 （金田町長から代表して甲斐徹也委員へ交付）

３．町長あいさつ （町長挨拶）

4. 会長挨拶 （三宮会長挨拶）

5. 職員紹介 （職員自己紹介）

6. 議 事

（1）報告事項

① 令和4年度大津町国民健康保険特別会計決算の概要について

会 長：「①令和4年度大津町国民健康保険特別会計決算の概要」説明をお願いします。

（資料に基づき、「①令和4年度大津町国民健康保険特別会計決算の概要」説明）

会 長：質疑並びにご意見はありますか。

委 員：資料2ページの上段、過去の決算状況の資料で、平成23年度、25年度、26年度、27年度の過去の法定外繰入金について、なぜ、法定外繰入金を繰り入れなければならなかったのか教えてください。

事務局：平成23年度には税率改正を行っていますが、税率の値上げの状況はあまり高くなり、法定外繰入金を1億1,000万円繰入しても、単年度収支は約3,000万円の赤字でした。過去の法定外繰入金のはっきりとした理由はわかりませんが、医療費が高かったことが大きな要因ではなかったかと考えています

（質疑なし）

② 大津町国民健康保険の現状について

会 長：それでは、次に議題の2番「②大津町国民健康保険の現状について」説明をお願いします。

（資料に基づき、「大津町国民健康保険の現状について」説明）

会 長：質疑並びにご意見はありますか。

（質疑なし）

③ 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第3期特定健康診査等実施計画進捗状況について

会 長：それでは、次に議題の３番「第２期保健事業実施計画(データヘルス計画)及び第３期特定健康診査等実施計画進捗状況について」事務局から報告等ありますか。

(資料に基づき、「第２期保健事業実施計画(データヘルス計画)及び第３期特定健康診査等実施計画進捗状況について」について説明)

会 長：質疑並びにご意見はありますか。

委 員：以前も質問をしたことがあるが、大津町の人間ドックのコースに脳ドックがないので数年に１回オプションで受けている。町の補助を増やしてほしいわけではなく、脳ドックコースの方がオプションをつけるよりも安い自己負担の費用で受診できる。脳梗塞や脳出血になる人も多いようなので、検討をお願いしたい。

事務局：住民の方の要望が多いようであれば、町が契約している人間ドックの医療機関のうち脳ドックコースを設けている医療機関があれば、契約の見直しを検討したいと思います。

会 長：医師の委員の先生は、脳ドックについてどうお考えでしょうか。

委 員：脳ドックをすることのコストと、予防できる疾患による医療費のコストを比較してメリットがあるのであれば問題ないし、コストに対するメリットが少なければ、そこまでする必要はなく、検討が必要だと思う。

事務局：脳ドックによる医療費のコスト等の分析については、人間ドックを契約している医療機関にある程度のデータがあると思われますので、可能であればコストの比較・検討を行っていきたいと思います。

委 員：特定健診の受診率で４０歳～６４歳以下の男性の受診率が低いが、この年代の方が脳梗塞等で倒れた場合働き盛りの一家の大黒柱を失うことになる。この年代に対する受診勧奨は、こういったことをされているか。

事務局：若い年代の男性の受診率については町も課題としており、比較的若い年代の被保険者は商業従事者や農家の方が多いことから、大津町商工会や菊池地域農協に働きかけて、今年度からインボディ等の取組や健診受診の働きかけを実施する予定にしています。

会 長：コロナの流行期から、特に高齢の方は集団健診ではなくかかりつけ医での健診

を希望される声を聴くことが多い。集団健診には歯科検診は含まれないと思うが、歯科医師の委員の先生のご意見はどうでしょうか。

委員：口腔機能の検査を行うとフレイル対策として有効で、比較的若い年代から受けていただいた方が良いと考える。

会長：かかりつけ医での健診について、医師の委員の先生のご意見はどうでしょうか。

委員：特定健診の受診率には、人間ドック受診者と医療機関ですでに生活習慣病で定期的に血液検査等を受けている方は、対象として含まれているか。生活習慣病の治療のため医療機関で定期的に血液検査等を受けている方は、多いと思うので、特定健診の受診率向上に活用していただきたい。

事務局：人間ドックの受診者については特定健診の対象者に含まれます。定期的に医療機関で血液等の検査を受けられている方については、今年度から熊本県全域で「みなし健診」事業が開始されましたので、対象者の同意に基づいて医療機関から検査情報を提供いただければ対象に含まれますので、今後、活用を図っていきたいと考えています。

委員：医療機関でのMRI等の受診についても進めたらどうか。

事務局：費用対効果も考慮して、実施の検討を行います。

会長：他に質疑等ありませんか。（質疑なし）

（２）諮問事項

① 令和６年度以降の国保特会の赤字収支の解消方法について

会長：「①令和６年度以降の国保特会の赤字収支の解消方法について」説明をお願いします。

（資料に基づき、「①令和６年度以降の国保特会の赤字収支の解消方法について」説明）

会長：質疑並びにご意見はありますか。

委員：財源が不足する分を一般会計から町税を法定外で繰入をすると県の補助金算定のペナルティがあるということだったが、その分は法定外の繰入金に上乗せすることは検討してあるのか。その分も考慮しないと予算が足りないのではない

か。

事務局：ペナルティの額については、現在県に確認中であり具体的な金額については示されていませんが、委員がおっしゃるように法定外繰入に上乗せするなど考慮して計算を行いたいと思います。

委 員：税率改正や法定外繰入を行った場合、令和7年度の予算編成は可能なのか。県内統一の保険料（税）率になった場合には、税率はさらに上がるのか。

事務局：税率改正で赤字を全て賄った場合には翌年度以降も予算編成が可能であると考えています。赤字分を税率改正と法定外繰入で補った場合には、税率の補填が半分となりますので、令和7年度、8年度については法定外繰入をしなかった場合については厳しい状況と考えています。最終的には令和12年度に県内統一の保険料（税）に移行しますが、今回増税をしたとしても、2、3年後にはさらに増税することが必要ではないかと懸念しています。

委 員：物価等も上がってきており、毎年増税をすると被保険者としては負担が厳しい。医療費も年々増加傾向にあり、国民健康保険が赤字になるのも仕方ない。ただ毎年一般会計の町税に頼るのではなく、ある程度の税率の見直しを行った方が良いと思う。税率をどうしても上げられなかったり、ある程度上げたがどうしても足りない場合に一般会計に負担をお願いしたほうが良いのではないのか。法定外繰入をすれば住民サービスの財源が減るので、国保以外の住民の方への説明もしやすいのではないのか。国保の被保険者の負担が増えないほうが良いが、ある程度の負担増は仕方ないと思う。

委 員：国民健康保険の加入者は、町民全体の16%程度であり、国保以外の方に負担をお願いするのは難しいのではないのか。ただ一度に大きく税率を上げると被保険者の負担が大きいため、段階的に税率を上げるなどしたほうが良いと思う。全部町の負担ではなく、利用者負担もある程度必要と思う。

会 長：繰越金の説明で、赤字収支の原因の一つとして、国保税収の減と熊本県特別交付金の減が大きく影響していると説明を受けたが、交付金が年々減っている上にペナルティがあるともっと厳しくなるということか。

事務局：県の特別交付金について、ペナルティについては金額が大きくても数百万円程度であり、あまり影響は大きくないと思われますが、医療費抑制のインセンティブについては、県の運営方針において段階的に減額される方針となっており、

令和2年度には3,000万円程交付を受けていたものが、令和4年度が900万円、令和5年度が700万円程度の交付額となっており、大きく影響を受けています。

会 長：他に質疑等ありませんか。（質疑なし）

（3）その他

会 長：「その他」で事務局より報告などありますか。

事務局：貴重なご意見をいただきありがとうございました。

今回諮問事項として、「令和6年度以降の国保特会の赤字収支の解消方法について」皆さまからご意見をいただいておりますが、町の国保運営協議会の「答申」として、金田町長へご報告させていただきます。

また、「答申の案」については、こちらで作成をしまして、早ければ9月中には皆様に、書面でご意見を伺うこととしております。

会 長：質疑並びにご意見はありますか。

（質疑なし）

7. 閉 会（事務局から今後の予定について説明）

事務局：連絡事項①

九州厚生局から「九州地方社会保険医療協議会臨時委員」について、70歳未満の女性を推薦いただけないか依頼がありましたので、西岡智子委員を大津町から推薦させていただきました。任期は、令和5年10月から2年間となっております。

連絡事項②

今後の運営協議会については、例年11月に熊本県国保連合会の研修がございますので、日程がわかり次第改めてご連絡させていただきます。

連絡事項③

次回の運営協議会については、11月下旬を予定しておりますが、今回の運営協議会の「答申」を受けた町の判断、方向性についてご報告等をさせていただく予定です。

以上をもちまして、令和5年度第1回大津町国民健康保険事業の運営に関する協議会を閉会します。